

DVって夫婦げんかのいふん?

DVのこと、 本当に知ってる?

ドメスティック・バイオレンス

配偶者からの暴力=ドメスティック・バイオレンス、略してDV。深刻な事態となって表面化することもあります。家庭という覆いで隠されて見えないケースも多いようです。そしてその芽は、日常生活の中に潜んでいることも少なくありません。今回の「To You」では、このDVについて、福井大看護学科の長谷川美香先生に伺いました。

長谷川 美香 (はせがわ・みか) さん/福井大学看護学科助教授。保健師として働いていた東京で、DVの問題に出会う。NPO法人福井被害者支援センター理事などのほか、DV被害者の自助グループの世話人代表も務める。県のDV防止基本計画策定検討会のメンバー。

Q1 DVとは、何を指しているのですか?

DVは夫婦や恋人間でのパートナーに対し、力のある者がその権力を使って暴力を振るうことです。暴力という「力」で、弱い立場の者を「支配」することなのですが、暴力といっても、たとえば殴る蹴るといった身体的なものだけでなく、精神的や経済的、性的なものも含め、さまざまな「暴力」による支配があります。男性と女性、どちらも加害者になり得ますが、現状では男性が加害者であるケースが圧倒的に多いようです。

Q2 原因は、どこにあるのでしょうか?

男性優位社会が長かった日本では、男性から女性への暴力を容認したり、男らしさ、女らしさを求める風潮が残り、DVの芽を助長することもあります。外では温厚な男性が家庭では妻に暴力を振るう例も見られます。

Q3 夫婦げんかとは、どこが違うのですか?

DVは強い者と弱い者の立場が決まっています。いつも一方的に暴力を振るわれるのが夫婦げんかと異なる点です。夫婦げんかなら、言うこともあるし、言われることもあるでしょうが、DVでは常に一方的です。そのためDVが進むと、被害者は行動のすべてを「相手を怒らせないよう」という基準で考えるようになります。また、暴力は1つだけでなく、身体的、精神的など複数の形態で起こるのがDVなのです。

Q4 暴力を振るうのには原因があるのではないのでしょうか?

その「原因」が予想できないのもDVの特徴です。たとえばお茶がぬるいとか、考え事している時に声をかけられたとか、暴力を振るう者はおよそ理由にならないことを理由に暴力に及びます。さらに「こんなことをさせるお前が悪い」と自分の暴力を正当化するようになります。暴力を受けた方も初期の頃は抵抗するのですが、何倍にもなって返ってくる、だんだん抵抗することを止めてしまうのです。

Q5 暴力を受けた人は黙っているのですか?

暴力を受けた人は「私にも悪いところがある」「お酒やストレスのせい」と、暴力を相手以外の責任だと思いつつも、暴力を相手を表に出しにくい面もあり、それとなく周りに相談しても「世間でよくあること」と言われたりして、そんなものだと思うってしまう。暴力を受けていることに気がついていない場合が多いのです。

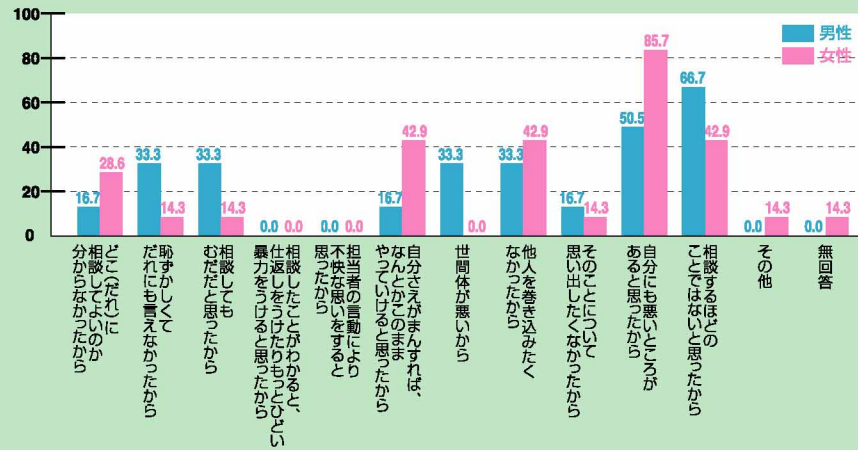
Q6 被害者は逃げられないのでしょうか?

DVは、暴力が日常的に続くわけではないという特徴があります。加害者も怒りが収まると我に返り、二度としないと約束し、「ハネムーン期」と呼ばれる優しく親密な時期となることもあります。その繰り返しのため、DVは10年以上の長期にわたって続くことも多いのです。楽しい時期もあったから夫婦になつたわけで、暴力を受けた人は今度こそやり直せるかも」と期待して、何とか関係を続けようとしていますが、相手の暴力が再び始まります。何をやっても相手の暴力を止めることができず、そのうちに何とかしようという気力もなくなり、暴力もエスカレートしていくのです。

逃げようにも実家や友人宅では、迷惑をかけてしまう。かといって、職場を捨て子どもを連れて、見ず知らずの土地で明日から暮らせない。相談したときに、「逃げればいいのに」と言われ、絶望してしまうこともあります。

逃げ出せないDVの良

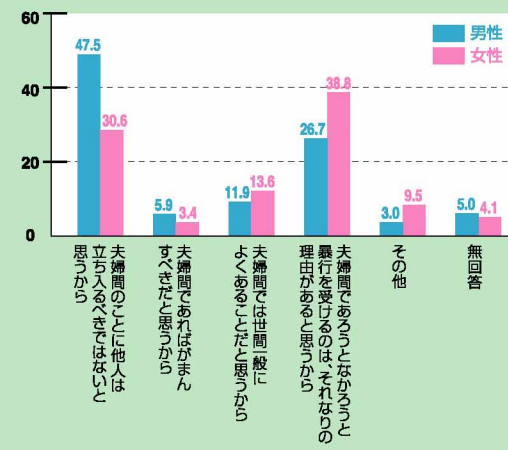
まず相談してください



※①②データは福井県が平成16年11月に実施した、「男女共同参画に関する意識調査」より

1 暴力をなぜ通報しない?

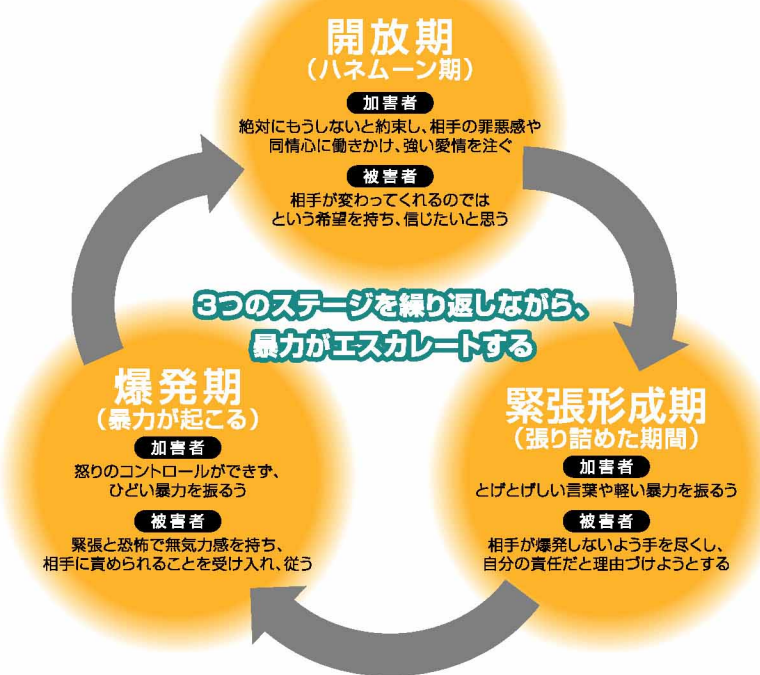
夫婦間で暴力行為があった場合、法律上、それを発見した周囲の人は、警察や公的機関に通報するよう努めることになっていきます。必ずしもそうしない理由(3つまで複数回答可)として、男性は「夫婦の問題には他人が立ち入るべきでない」、女性は「暴行を受けるのは、それなりの理由がある」という回答が目立ちます。



2 暴力を受けても相談しない理由

これまで夫や妻から暴力行為を受けた経験があるのに、周囲の人や公的機関に相談しなかった理由(複数回答)。女性のトップは「自分にも悪いところがあった」。我慢して「自分のせい」と片付けず、専門の相談員がいる公的機関にぜひ相談してください(秘密は守られます)。

●ドメスティック・バイオレンスのサイクル



●代表的な4つのDVの形態

身体的暴力

殴る／蹴る／投げ飛ばす／首を絞める／物を投げつける／髪をひっぱる／包丁を突きつける／胸ぐらをつかむ／タバコの火を押しつける など

精神的暴力

暴言をはく／無視する／大切にしている物を壊す・捨てる／他人の前で侮辱する／交友関係や電話の内容を監視する／家から締め出す／外出を禁止する など

性的暴力

望まないのに性的行為を強要する／避妊に協力しない／中絶を強要する／無理やりポルノなどを見せる など

経済的暴力

生活費を渡さない／「誰のおかげで食べていられるんだ」などと言う／外で働く事を妨害する／貯金を勝手に引き出す／健康保険証を渡さない など

DVを受けている人から相談を受けたときは、専門の相談機関を紹介してほしいのですが、通常本人はそこに行くことができません。友人知人に話しているのです。だから、相談を受けた時点で、本人は相当悩んでいたんだという思いを知ってください。「それはあなたも悪いんじゃないか?」「うちも同じよ」などは、絶対に言わないでください。まずは話をよく聞いて、「それってDVじゃない?」「あなたは悪くない」と、伝えることが大切です。明らかにDVだとわかってても、対処の方法を決めるのは本人です。専門機関への相談を無理強いせず、「私はあなたの幸せを願っている」という気持ちを伝えて「何かあったら言って。よかったら相談にもついていくから」と言ってあげてください。

Q7 知人から相談を受けたら、どうすればいいのでしょうか?

「幸せになつてほしい」「メッセージがほしい」
被害者を勇気づける



DV Writer's VOICE

「けんか」と「いじめ」の違い——。夫婦げんかとDVの違いを端的に表現した言葉です。今まで表面だけの情報で、「どこの夫婦にでもあることでは?」と思っていた自分が恥ずかしくなりました。2001年にDV防止法が施行され、DVは「犯罪」をも含む重大な人権侵害と定められました。でも当事者自身が、暴力を受けているという認識が持てないケースが多いそう。福井県でも相談者は増えているといいますが、たぶん氷山の一角なのでしょう。もし今、パートナーからの暴力に悩んでいるなら、「私さえ我慢すれば」と思わず声を出して助けを求めることが、現状から抜け出す第一歩です。そして周囲も複雑なDVの特徴を理解して、上手にサポートしてほしい。まずは私自身がそうしようと思いました。(取材ライター・M)



ひとりで悩まないで
 どんな小さなことでもご相談下さい。

福井県生活学習館「相談専用」 ☎0776(41)7111 (火~日・9:00~17:00)
 ☎0776(41)7112

福井県総合福祉相談所 女性相談課 ☎0776(24)6261 (月~金・8:30~17:15)
 ・もよりの健康福祉センターでも相談できます。

福井県警察本部 警察安全相談室 ☎0776(26)9110 (24時間受付)
 ・もよりの警察署でも相談できます。 プッシュ式 #9110

お問い合わせ 福井県男女参画・県民活動課 〒910-8580 福井市大手3-17-1
 TEL0776-20-0319 FAX0776-20-0632 E-mail danjoken@pref.fukui.lg.jp

秘密は必ずお守りします。相談は無料です。

夫婦間や恋人などからの 暴力に悩んでいる方へ… ひとりで悩まずご相談ください。

緊急の場合は
110番へ!



次のところでDV相談をお受けしています。秘密は必ずお守りします。
誰にも相談できずにひとりで悩んでいる方、勇気を持って相談してください。
また、暴力を受けている人に気づいた場合も相談機関を教えてください。

相談機関名(住所)	電話番号	内容	受付曜日	相談時間	
県生活学習館 [ユー・アイふくい] 配偶者暴力被害者支援センター (福井市下六条町14-1)	0776-41-7111 0776-41-7112	電話・面接	火～日曜日 (第3日曜日、国民の祝日の翌日を除く)	9:00～17:00	
県総合福祉相談所女性相談課 (福井市光陽2-3-36)	0776-24-6261	電話・面接	月～金曜日	8:30～17:15	
県健康福祉センター	福井健康福祉センター (福井市西木田2-8-8)	0776-36-1116	電話・面接	月～金曜日	8:30～17:15
	坂井健康福祉センター (三国町水居17-45)	0776-82-2800			
	奥越健康福祉センター (大野市天神町1-1)	0779-66-2076			
	丹南健康福祉センター (越前町内郡14-36)	0778-34-1790			
	丹南健康福祉センター 武生福祉保健部 (越前市文京2-13-39)	0778-22-4135			
	二州健康福祉センター (敦賀市開町6-5)	0770-22-3747			
	若狭健康福祉センター (小浜市四谷町3-10)	0770-52-1300			
警察本部 警察安全相談室 (福井市大手3-17-1)	#9110 又は 0776-26-9110	電話 面接	毎日 月～金曜日	24時間対応 8:30～17:15	
各警察署	福井警察署 (福井市御幸4-9-1)	0776-21-0110	電話 面接	毎日 月～金曜日	24時間対応 8:30～17:15
	福井南警察署 (福井市江守中町6-18-2)	0776-34-0110			
	松岡警察署 (松岡町吉野塚14字42-1)	0776-61-0110			
	大野警察署 (大野市友江11-7)	0779-65-0110			
	勝山警察署 (勝山市津波町4-402)	0779-88-0110			
	丸岡警察署 (丸岡町笹和田2字9-1)	0776-66-0110			
	あわら警察署 (あわら市井江藤35-103)	0776-73-0110			
	三国警察署 (三国町緑ヶ丘4-15-40)	0776-82-0110			
	丹生警察署 (越前町西田中3-306)	0778-34-0110			
	鯖江警察署 (鯖江市水落町1-1-40)	0778-52-0110			
	今立警察署 (越前市粟田部町1-5-2)	0778-43-0110			
	越前警察署 (越前市日野美2-33)	0778-24-0110			
敦賀警察署 (敦賀市木崎12-18-1)	0770-25-0110				
小浜警察署 (小浜市南川町16-27)	0770-52-0110				
県人権センター (福井市大手3-11-17 福井県民会館5階)	0776-29-2111	電話・面接	火～金曜日、第2・4日曜日と その前日の土曜日	9:00～17:00 (金曜日は21時まで)	
福井地方務局 人権擁護課 (福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎)	0776-26-9600	電話・面接	月～金曜日	8:30～17:00	
特定非営利活動法人 福井被害者支援センター	0776-32-5111	電話	火曜日 土曜日	15:00～19:00 13:00～19:00	

DV防止啓発キャンペーン

DVに関するパンフレットやカレンダーの配布を行います。
DVは、県内でも多数発生しています。この機会に知識と理解を深め、
社会全体で被害者を支援しましょう。ご協力をお願いします。

- ◎11月12日(日)……アルプラザ鯖江
- ◎11月13日(月)……アルプラザ敦賀
- ◎11月18日(土)……コパ(福井市)
- ◎11月19日(日)……イーザ(三国町)
- ◎11月20日(月)……シピイ(越前市)

県では、DV被害者を支援する
ボランティアの養成講座を開催しています。
詳細は右記まで御連絡ください。

平成17年度男女共同参画 グローバル政策対話福井会議

参加無料 参加者募集
申込締切
11月11日(火)

世界各国の男女共同参画分野における有識者を招聘し、国際シンポジウムを開催します。
地方都市ではめったにない、世界の現状を知る貴重なチャンスです!

【日時】H17年11月19日(日) 13:30～17:00 【定員】200名(応募者多数の場合は抽選になります)
【会場】福井県生活学習館(ユー・アイふくい) 【内容】基調講演・パネルディスカッション
【主催】内閣府・福井県

*「入場整理券」が必要です。下記へお申込ください。 ※お申込み者の個人情報「入場整理券」の発送目的にのみ使用します。

お申し込み
お問い合わせ
福井県生活学習館男女共同参画推進課
〒918-8135 福井市下六条町14-1 TEL.0776-41-4200
FAX.0776-41-4201 E-mail seikatug@pref.fukui.lg.jp

託児あり 同時通訳 手話通訳

福井県男女参画・県民活動課 〒910-8580 福井市大手3-17-1
TEL0776-20-0319 FAX0776-20-0632 E-mail danjoken@pref.fukui.lg.jp

健康長寿な福井です。

